

答 申 第 9 7 号
平成26年1月9日
(諮問公第112号)

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となった公文書を一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成23年11月30日付けで次のとおり公文書開示請求を行った。

ア 3階〇〇利用部分の部屋のフロアマップ

イ アの広さ、座席、ソファ等配置、賃料の分かるもの
(アの広さについては、平成23年12月6日に公文書開示請求の取下げがあった。)

ウ 〇〇利用フロア部分の電気代、電話代の分かるもの

エ 〇〇利用フロア部分の備品（コピー複合機等）の維持・管理費

オ 3F〇〇受付（期間職員・アルバイト）の募集を行った際の広告（募集広告）

カ オに従事する（受付業務等）者への給与額の分かる資料

キ 記者クラブ〇〇の規約（以下「本件規約」という。）

ク 〇〇加盟社リスト（議会の受付に設置の、職員名簿記載の該当部分。氏名と加盟社が記載されているもの）
(クについては、平成23年12月2日に公文書開示請求の取下げがあった。)

ケ これまでに〇〇加盟社以外が出席した者の名前、所属社名

コ ケの出席を認めた、又は禁止しなかった経緯、根拠の分かる文書

サ フリーランスの記者が知事の定例記者会見に出席・質問することを禁止又は妨げることを県が行う場合について、その根拠となる現在（2011年11月30日現在及び11月28日現在）存在する文書

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書が、県政記者室等に係るものと県庁舎の管理等に係るものであったことから、県政記者室等に係る事務を所掌する広報課が開示請求書の原本を保有し、その写しを県庁舎の管理等に係る事務を所掌する管財課に送付の上、広報課の所掌に係る部分（イ，エ～キ，ケ～サ）については平成24年1月4日付け広第55号で公文書一部開示決定（以下「本件処分」という。）を、管財課の所掌に係る部分（ア）については同日付け管第220号で公文書全部開示決定を、同課の所掌に係る部分（ウ）については同日付け管第221号で公文書不開示決定（以下「管財課処分」という。）を行った。

その後、本件処分及び管財課処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、平成24年3月2日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(3) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書において述べている異議申立ての主たる理由は、要約すると次のとおりである。

条例上、公文書とは、①実施機関の職員が、②職務上作成し又は取得した文書であつて、③実施機関の職員が組織的に用いるものとして、④実施機関が保有しているものをいう。

本件処分は本件規約が③にあたらないことを理由にしていると考えられるが、以下の理由から、本件規約は③にも該当するものと考え、本件処分は違法・不当である。

ア 広報課の担当職員が前任者から本件規約を引き継ぎ、時折使用している旨、本人より聴いている。

イ 本件規約は、広報課が県の組織として、知事の記者会見を「〇〇」なる団体に主催を任せるにあたり、その成り立ち、構成員、意思決定をどのように行って県知事の記者会見に関わりうる事項を決めるか等、判断し、又は、その時点での連絡窓口となる者が誰で、連絡先はどこになるのか等を判別するための文書である。

ウ もし、組織として用いる必要のない文書であれば、前任者が敢えてそこへ残置し、新任者もそれを保有し続け、また更に利用することもなかったはずである。

エ もし、「〇〇」なる団体に、知事の会見の主催を任せるにもかかわらず、その団体の構成員、組織、運営を定める規約を県が全く保有もしないとするならば、公共の場の、公人の会見を、どのような団体かも不明な者に任せることになりかねない。

なお、異議申立人から意見書は提出されず、口頭による意見陳述の希望もなかった。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件規約は、広報課の現在の担当職員が着任した際に、机上の簡易ファイルに他の文書とともに挟み置かれていた。前任者が、担当者として記者クラブを理解するため、研鑽のための個人的な資料として入手したものである。
- (2) 現在の担当職員が備忘録として利用したことはあったものの、担当職員以外の職員が利用したことはない。
担当職員が保有する本件規約には、平成16年9月18日作成とある。それ以降、最新版とか改正版を入手したことはない。
- (3) 本件規約は、〇〇加盟社に申し入れを行えば閲覧できるものであり、広報課として保有していなくても業務上特段の支障はない。
また、構成員の確認及び連絡については、「鹿児島県職員録」に掲載されている〇〇名簿で足りることから、本件規約を広報課として保有しておく必然性はない。
- (4) 本件規約は、あくまで担当職員が参考資料として保有しているものであり、〇〇での閲覧もできることから、担当職員の判断により廃棄することも可能であるが、便宜上、机上に保管しているものである。
- (5) 異議申立てに関して、異議申立人は、その理由において、知事記者会見の主催について、県が〇〇に任せているとの認識を示しているが、あくまでも〇〇が主催する会見の場に、要請を受けて知事が出席しているものであり、異議申立人の指摘は事実と異なる部分がある。
- (6) 以上のことから、本件規約は、担当職員が便宜上保有しているものであり、広報課において組織的に利用・保有しているものではないことから、開示対象公文書ではない。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成24年3月22日	諮問を受けた。
5月10日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
5月15日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
平成25年9月5日	諮問の審議を行った。
10月10日	諮問の審議を行った。(実施機関から処分理由等を聴取)
12月25日	諮問の審議を行った。

(2) 本件異議申立てについて

本件異議申立ては、「異議申立ての理由」の記載によると、本件処分のうち、本件規約を不開示とした処分の取消しを求めるものであることから、審査会は、当該処分についてのみ判断する。

(3) 審査会の判断

ア 本件異議申立て対象公文書について

本件異議申立てに係る公文書は、本件規約である。

実施機関は、本件規約は、広報課において組織的に利用・保有しているものではないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたとしている。

異議申立人は、広報課が県の組織として用いる必要のある公文書であるとして開示を求めていることから、不存在を理由とする不開示の妥当性について検討する。

イ 不存在を理由とする不開示の妥当性について

開示請求の対象となる公文書については、条例第2条第2項において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定されている。

なお、「組織的に用いるもの」とは、作成又は取得に関与した職員個人の段階のものではなく、組織としての共用文書の実質を備えた状態、すなわち、当該実施機関の組織において、業務上必要なものとして、利用、保管又は保存されている状態のものと考えられる。

そうすると、当該実施機関の職員が担当者として記者クラブを理解し、研鑽のための個人的な資料として入手したものであり、組織的に利用・保有しているものではないことから、条例の適用を受ける公文書には該当しないため不開示としたという実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。

以上のことから、本件規約について、不存在を理由に不開示とした実施機関の判断は妥当である。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。